



国民年金の学生納付特例制度について

国民年金は、20歳以上であれば学生でも加入しなければなりません。
ただし、次に該当する方は、保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」を利用することができます。

- 対象者・・・学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、専門学校、高等学校、その他各種学校等に在学する20歳以上の学生（ただし前年所得が118万円以下の方に限ります）
- 必要書類等・・・印かん・年金手帳・学生証のコピー（または在学証明書）

■手続きをせず、保険料を未納にしておく

将来、老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に計算されないほか、障害基礎年金を請求することができない等、年金請求の際に不利益になりますので、支払いが困難な場合は、手続きを忘れずに行ってください。

なお、**申請は年度ごと（毎年）必要で、かつ2年1か月前までさかのぼることができます**ので、申請をお忘れの方はこの機会にご利用ください。

■猶予された保険料について

猶予された保険料は、そのままにしておくとも将来の老齢基礎年金額に反映されませんが、10年以内に納めること（追納）で、年金額に反映させることができます。

■令和元年度に保険料を猶予されていた方で、新年度も在学中の方

令和2年度も引き続き在学中の方は、3月末に日本年金機構よりハガキ形式の学生納付特例申請書が送られます。同一の学校等に在学中の方は、ハガキに必要な事項を記入・返送することで令和2年度の申請ができます。（学生の証明書類不要）

※追納を希望する場合および令和2年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望される場合は、お近くの年金事務所にお問合せください

問合せ	福祉課 福祉グループ	☎21-2120
	小樽年金事務所 国民年金課	☎0134-23-4236



【余市税務署からのお知らせ】確定申告期限の延長について

今般、政府の方針を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、申告所得税、贈与税、個人事業者の消費税について、**4月16日（木）**まで、申告・納付期限を延長することとしました。

なお、譲渡所得および贈与税に関する申告相談を希望される方は、**4月10日（金）**にお越しいただきますよう、ご協力をお願いします。

申告所得税および個人事業者の消費税の振替納税をご利用されている方の振替日についても、申告所得税は**5月15日（金）**、個人事業者の消費税は**5月19日（火）**に延長されました。詳しくは国税庁ホームページをご確認ください。

●申告・納付期限

	延長前	⇒	延長後
申告所得税	令和2年3月16日（月）		令和2年4月16日（木）
個人事業者の消費税	令和2年3月31日（火）		
贈与税	令和2年3月16日（月）		

なお、マイナンバーカードやお近くの税務署で発行するID・パスワードがあれば、確定申告会場に出向くことなく、ご自宅等からスマホやパソコンなどでインターネットにより申告（e-Tax）していただくことが可能です。国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で、必要な事項を入力して、e-Taxで申告いただければ、医療費の領収書や寄附金の受領証などの書類を提出していただく必要がなく、大変便利です。ぜひご利用ください。

また、令和元年分の還付申告については、5年間申告することが可能であり、令和6年12月31日まで申告することが可能です。

※還付申告の例：給与所得者や公的年金受給者で、医療費控除・寄附金控除（ふるさと納税等）・住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）により還付を受けられる方 など

問合せ 余市税務署 ☎25-1009